

# 各種高齢者雇用支援サービスのご案内

～年齢にかかわらず働ける社会を目指して～

なぜ今から  
65歳以降も  
働ける社会の  
実現が必要？

## 急速な高齢化による労働力人口の減少

人口推計によれば、今後、15～64歳の人口は減少の一途をたどります。また、労働力人口は2017年には約400万人、2030年には1,000万人以上も減少すると予測されており、特に若年者の採用は困難になっていきます。

## 高齢者の高い就業意欲

働く団塊世代への意識調査では、約7割の人が「70歳あるいはそれ以上まで働きたい」と回答するなど、高齢者の就業意欲はきわめて高い状態にあります。

## 社会の活力や産業・企業の競争力の維持

人口減少と一層の高齢化が同時進行することを考えると、働く意欲や能力をもつすべての人たちがいくつになっても働き続け、社会の支え手として活躍できる職場を一日も早く実現することが必要です。

65歳までの希望者  
全員の雇用確保

70歳まで働ける  
企業の実現

年齢にかかわらず  
働ける社会の実現を！

## 高齢者雇用アドバイザーが高齢者雇用の条件整備をお手伝いします

### ■相談・助言サービス

無料です

高齢者の継続雇用に必要な雇用環境の整備に関する相談・助言を行っています。

例えば、こんな時にはご相談ください

- ・継続雇用後の人事管理について検討したい
- ・賃金・退職金制度の改善事例を知りたい
- ・高齢者が働きやすい職場環境に改善したい
- ・定年延長に向けて能力開発を充実したい
- ・職場管理者や中高年従業員に研修を実施したい
- ・高齢従業員の職業生活設計の相談会を開催したい

### ■企画立案サービス

費用の1/2～2/3を  
機構が負担します

各企業の状況に応じて、高齢者の雇用環境等の改善のための**具体的な解決策**を作成し提案します。

### ■企業診断システム等

無料です

簡単な質問票にご記入いただくだけで、高齢者を活用するための課題(例えば、職場改善、健康管理、教育訓練、人件費と処遇、従業員のニーズなど)を見つけ出し、その解決策についてわかりやすくアドバイスします。

## 企業の高齢者雇用事例を紹介しています (無料配布)

### ■70歳いきいき企業100選

70歳雇用を実現している先進企業の事例について、制度の概要、高齢者雇用の考え方、70歳代の従業員の就業状況を各社見開き2頁で紹介しています。



独立行政法人

高齢・障害者雇用支援機構

〒105-0022 東京都港区海岸1-11-1 ニューピア竹芝ノースタワー

URL : <http://www.jeed.or.jp/>

高齢・障害者雇用支援機構

検索

## 高齢者雇用に関する各種給付金のご案内

### 高齢者の雇用促進に取り組む、事業主の皆様を応援します。

#### 事業主の皆様へ

#### 中小企業定年引上げ等奨励金

中小企業の事業主が、65歳以上への定年の引上げ、希望者全員を対象とする65歳以上までの継続雇用制度の導入、又は定年の定め廃止を実施し、6か月以上運用した場合に、導入した制度や企業規模に応じ、最高で160万円までの額を支給します。

#### 事業主団体の皆様へ

#### 高齢者雇用確保充実奨励金

事業主団体が、傘下の企業を対象に「65歳定年等の制度」及び「70歳まで働ける企業」の普及、雇用確保措置の充実等についての支援事業を実施した場合に、その費用及び雇用確保措置の充実状況に応じ、最高で500万円までの額を支給します。

#### 事業主の皆様へ

#### 高齢者職域拡大等助成金

高齢者の意欲と能力を活かすため、希望者全員を対象とする65歳以上までの継続雇用制度、又は70歳まで働ける制度の導入と併せて、高齢者の新たな職域拡大や雇用管理制度を構築し、高齢者が働ける職場の整備を行う事業主に対し、当該取組みの実施に要した費用のうち1/3に相当する額（最高で500万円までの額）を支給します。

## 高齢者雇用の改善等に取り組む企業や産業団体を支援します

### ■共同研究

高齢者の雇用環境の整備・改善に取り組もうとする企業の、課題解決に向けた調査研究を、企業と共同で実施します。

#### 【取組例】

職務再設計、人事・賃金制度、健康管理、能力開発等

費用の1/2を  
機構が負担します

#### 「共同研究」を利用すると…

- ・外部の専門家(学識経験者等)の協力を得られます。
- ・研究により開発・導入した機器・装置は自社で使用できます。

### ■産業別高齢者雇用推進事業

各産業の経営環境や労働実態に即して高齢者雇用の促進を図るためのガイドラインを策定する産業団体の取組みに対して、費用の負担などの支援を行います。

### ■高齢者ワークシェアリング推進事業

#### ●高齢者の多様な働き方事例集の作成

ワークシェアリング等により高齢者の就業機会を確保している企業の好事例を収集・提供します。

#### ●高齢者就業形態開発支援事業

高齢者の意欲と能力等を活用した新たな就業形態(例:短時間勤務、在宅勤務)を検討・計画・試行する企業を支援します。



#### 支援事業を利用すると…

- ・高齢者の雇用問題に精通した専門家の協力を得られます。
- ・検討、試行、実施等に要した費用を一定額機構が負担します。

実施企業・産業団体は公募しますので、ぜひご応募ください。

【お問合せ先】

03-5400-1658

雇用推進・研究部 研究支援課

03-5400-1659

雇用推進・研究部 産業別雇用推進課

#### お問合せ先

(共同研究、産業別高齢者雇用推進事業、高齢者ワークシェアリング推進事業以外)



10月は  
高齢者  
雇用支援月間  
です

高齢者の安定雇用を確保する企業を支援します!!



## 中小企業定年引上げ等奨励金のごあんない

中小企業定年引上げ等奨励金は、中小企業（雇用保険の常用被保険者数 300 人以下）の事業主が、65 歳以上への定年の引上げ、希望者全員を対象とする 65 歳以上までの継続雇用制度の導入、又は定年の定め廃止を実施した場合に、その実施した措置や企業規模に応じ 10 万円から 160 万円までの額が支給される制度です。

### 1 助成の内容

事業主が実施した措置及び企業規模に応じて、下表の額を支給します。

平成 23 年度は、希望者全員を対象とする 65 歳以上 70 歳未満までの継続雇用制度を導入した場合も支給対象としています。

現行の定年年齢	企業規模 (人)	事業主が実施した措置および支給金額 (万円)			
		(a) 定年の引上げ (65 歳以上 70 歳未満)	(b) 定年の引上げ (70 歳以上) または定年の定め廃止	(c) 希望者全員を対象とする 70 歳以上までの継続雇用制度の導入	(d) 希望者全員を対象とする 65 歳以上 70 歳未満までの継続雇用制度の導入
60 歳以上 ～ 65 歳未満	1～9	40	80 [40]	40 [20] (20 [10])	20
	10～99	60	120 [60]	60 [30] (30 [15])	30
	100～300	80	160 [80]	80 [40] (40 [20])	40
65 歳以上 ～ 70 歳未満	1～9	—	40 [20]	20 [10]	—
	10～99	—	60 [30]	30 [15]	—
	100～300	—	80 [40]	40 [20]	—

上記の定年引上げ等とあわせて、多様な労働時間制度（高齢短時間制度）を導入した場合 一律 20 万円

※上表 ( ) 内の数字は、希望者全員を対象とする 65 歳以上 70 歳未満の継続雇用制度を導入済の事業主が、要件を満たしている場合に支給される額です。

※上表の (b) 及び (c) の [ ] 内の数字は、支給申請日の前日において当該事業主に 1 年以上継続して雇用されている 64 歳以上の雇用保険被保険者がいない場合に支給される額です。

※現行の定年年齢が 60 歳以上～65 歳未満の事業主が、(a) と (c) をみたく制度を新たに導入した場合には、(a) の額と、(c) の括弧内の額の合計が支給されます。

### 2 申請の手続き

申請の手続きは、(独) 高齢・障害・求職者雇用支援機構の都道府県窓口（高齢・障害者雇用支援センター）に申請書類を提出してください。なお、奨励金を受給するには、就業規則等における定年などの定めが高齢法違反にならないよう整備されていることや、60 歳以上の雇用保険の被保険者を 1 名以上雇用していること等いくつかの支給要件を満たす必要がありますので、申請をお考えの際は機構のホームページ記載の都道府県窓口、又は直接機構高齢者助成部【TEL03-5400-1645】までお問い合わせください。



独立行政法人

高齢・障害・求職者雇用支援機構

<http://www.jeed.or.jp/>

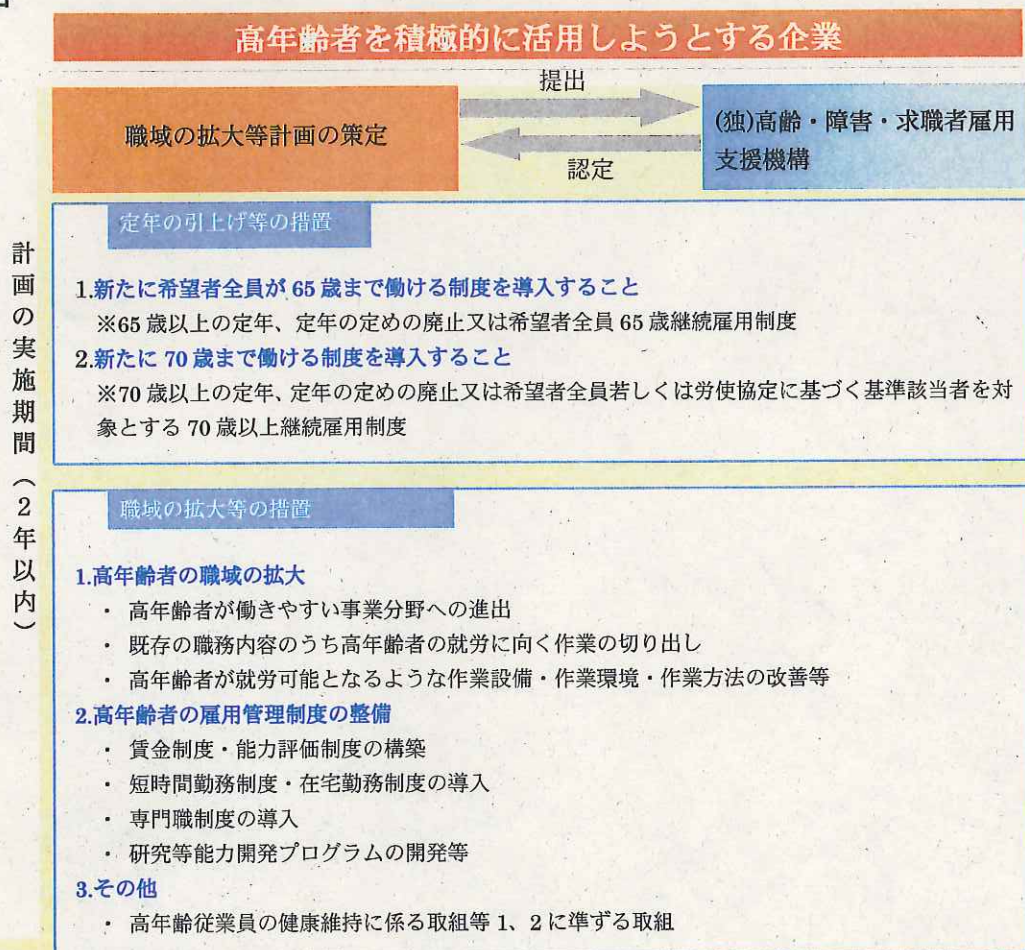
高齢者の安定雇用を確保する企業を支援します!!



## 高齢者職域拡大等助成金のごあんない

高齢者職域拡大等助成金は、希望者全員が65歳まで働ける制度、又は70歳まで働ける制度の導入にあわせて、高齢者の職域の拡大や雇用管理制度の構築に取り組み、高齢者がいきいきと働ける職場の整備を行う事業主に対して、当該取組に係る経費の3分の1に相当する額を、500万円を限度として支給する制度です。

### 1 助成の内容



### 高齢者が意欲を持っていきいきと働ける職場の拡大

**支給額**

職域の拡大等の措置に要した経費の3分の1を支給します。

ただし、当該事業主に1年以上雇用されている55歳以上の雇用保険被保険者1名につき10万円(又は20万円)、合計で500万円を上限とします。

### 2 申請の手続き

この助成金の支給を受けようとする事業主は、職域拡大等計画書を職域拡大等計画の開始日の3か月前までに提出し、計画の認定を受ける必要があります。

申請をお考えの際は(独)高齢・障害・求職者雇用支援機構のホームページ記載の都道府県窓口、又は直接機構高齢者助成部【TEL03-5400-1645】までお問い合わせください。



独立行政法人

高齢・障害・求職者雇用支援機構

<http://www.jeed.or.jp/>